



令和3年7月21日  
港湾局技術企画課  
航空局空港技術課

## 港湾・空港工事の働き方改革、取り組みを加速！ ～「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を策定しました～

国土交通省港湾局及び航空局では、港湾・空港工事の適正な工期の設定を通じて港湾空港建設業の働き方改革を推進するため、「港湾・空港工事のあり方検討会」での議論を踏まえ「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を策定しました。

### 1. 背景・経緯

- 令和2年7月に、中央建設業審議会より「工期に関する基準」が勧告されたことを踏まえ、一般的な陸上工事とは大きく異なる港湾・空港の土木工事（以下「港湾・空港工事」という。）の特性に応じた適正な工期の設定のあり方を検討することと致しました。
- 令和3年4月に設置した「港湾・空港工事のあり方検討会」及びワーキンググループにおいて本ガイドラインの検討を開始し、同年6月の第3回検討会及び同年7月のワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめました。

### 2. ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、建設工事従事者の休日を確保しつつ標準的な施工方法と所要費用で施工する際に必要となる期間（＝適正な工期）の設定に際して考慮すべき事項を取りまとめたものであり、国が発注する港湾・空港工事を主な対象としていますが、港湾空港建設業全体の働き方改革にも資することから、地方公共団体及び民間事業者が発注する港湾・空港工事においても準用することを推奨いたします。
- 本ガイドラインの概要は以下の通りです。
  - 「本編」・・・港湾・空港工事全般に関する工期設定の基本的な考え方を記載
  - 「工程・工種別編」・・・工程、工種ごとに考慮すべき、具体的かつ詳細な事項を記載
  - 「資料編」・・・参照すべき法令や、国が発注する港湾・空港工事における適正な工期の設定にかかる取り組みに関する情報を記載
- 適正な工期の設定にあたっては、発注者による施工条件の十分な調査、把握及び明示が重要であるため、特記仕様書において的確に条件明示を行うとともに、工程に関する施工条件や関係機関との調整状況等を網羅的に確認できる資料（チェックリスト等）を提供すること等を定めています。

#### 【問い合わせ先】

港湾局技術企画課 馬場、田中

TEL:03-5253-8111(内線:46502)、03-5253-8905(直通) FAX:03-5253-1652

航空局航空ネットワーク部空港技術課 佐溝、畑

TEL:03-5253-8111(内線:49502)、03-5253-8725(直通) FAX:03-5253-1706

# 「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」について

## 背景・経緯

- 令和元年6月に改正された建設業法第34条第2項に基づき、令和2年7月に中央建設業審議会より「工期に関する基準」が勧告された。
- 一方、港湾・空港工事の適正な工期の設定にあたっては、陸上工事とは大きく異なる特徴を踏まえた検討が必要であることから、令和3年4月に学識経験者、港湾関係業界団体、行政・研究所の委員を構成員とする「港湾・空港工事のあり方検討会」を設置し、「工期に関する基準」に加え、港湾・空港工事の特徴を反映した適正な工期に関する「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」の検討を開始し、令和3年7月に検討結果が取りまとめられた。

## 「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」のポイント

- 趣 旨 :設計図書に規定する品質の工事目的物を、建設工事従事者の休日を確保しつつ標準的な施工方法及び所要費用により施工する際に必要となる期間(=適正な工期)の設定に際して考慮すべき事項の集合体。
- 対象範囲:主な対象は国が発注する港湾・空港の土木工事。(以下「港湾・空港工事」という。)但し、建設業法第19条の5に基づき著しく短い期間を工期とする請負契約が禁止されていることや、令和6年4月より、改正労働基準法の時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用されることになること等に鑑み、地方公共団体及び民間事業者が発注する港湾・空港工事においても準用することを推奨。
- 構成:工種や工程が多岐にわたることから、より分かりやすく使いやすいものとするため、「本編」「工程・工種別編」「資料編」の3編で構成。  
  
「本編」……………港湾・空港工事全般に関する工期設定の基本的な考え方を記載  
「工程・工種別編」…工程、工種ごとに考慮すべき、具体的かつ詳細な事項を記載  
「資料編」……………参照すべき法令や、国が発注する港湾・空港工事における適正な工期の設定にかかる取り組みに関する情報を記載
- 主な取組:①適正な工期の設定にあたっては、発注者による施工条件の十分な調査、把握及び明示が重要な役割を果たす。このため、特記仕様書において的確に条件明示を行うとともに、施工期間、着手時期、施工時間帯及び方法等にかかる制限や関係機関との調整状況、使用する作業船の制限等、発注者が想定する施工条件等を網羅的に確認できる資料(チェックリスト等)を提供する。  
  
②受発注者間で工期設定の前提とする施工条件に不整合が生じないよう、契約締結後、受発注者で構成する協議の場(品質確保調整会議等)を設置し、発注者が想定する施工条件や工事工程表を速やかに受注者に提示するとともに、当該内容を踏まえて受注者が作成した施工工程について受発注者相互で確認及び調整を行う。  
  
③発注者においては、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始を休日とする工期の設定を行うことを原則としているが、荒天日が例年に比べて多い等、受注者の責に帰すことのできない事由により当初の工期内に所要の休日が確保出来ない場合、品質確保調整会議等において受発注者間で協議を行った上で、必要があると認められる場合は工期の延長及び請負代金の変更を行う等、所要の休日が確保できるよう配慮する。

# 「港湾・空港工事のあり方検討会」の概要

## 構成員

(学識経験者)◎池田 龍彦 横浜国立大学 名誉教授  
 岩波 光保 東京工業大学環境・社会理工学院土木・環境工学系教授  
 大森 文彦 東洋大学教授(弁護士)  
 堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授

(行政・研究所) 杉中 洋一 国土交通省 港湾局 技術企画課長  
 小池 慎一郎 国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長  
 箱田 厚 国土交通省 大臣官房 公共事業調査室長  
 佐野 透 国土交通省 国土技術政策総合研究所 管理調整部長

(関係団体) 福田 功 (一社)日本埋立浚渫協会 副会長兼専務理事  
 ○津田 修一 日本港湾空港建設協会連合会 専務理事  
 野澤 良一 (一社)日本海上起重技術協会 専務理事  
 桐原 弘幸 全国浚渫業協会 業務運営委員会 委員長  
 藤井 敦 (一社)日本潜水協会 専務理事

◎会長 ○関係団体ワーキンググループ座長

※敬称略

※より実務的な内容を議論するため、関係団体を中心としたワーキンググループを設置。

## 開催経緯

### (R3.4.28) 第1回 港湾・空港工事のあり方検討会

1. 港湾・空港工事のあり方検討会設置の趣旨説明
2. 港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン(案)の骨子説明
3. ガイドライン案の骨子に対する各委員による意見交換

### (R3.5.14)第1回 港湾・空港工事のあり方検討会ワーキンググループ

1. 第1回検討会における意見を踏まえた記載方針の整理
2. 事務局よりガイドライン案のたたき台を提示

### (R3.6.4) 第2回 港湾・空港工事のあり方検討会

1. 工期設定の前提となる施工条件等に関する情報共有の方法について
2. 休日確保の目指すべき方向性について
3. ワーキンググループでの議論を踏まえたガイドライン案について

### (R3.5.26)第2回 港湾・空港工事のあり方検討会ワーキンググループ

1. ガイドライン案に記載すべき港湾・空港工事にかかる休日確保の考え方の整理
2. 事務局より示したガイドライン案のたたき台に対する意見及び記載方針の整理

### (R3.6.1)第3回 港湾・空港工事のあり方検討会ワーキンググループ

1. 発注者による施工条件の明示方法に関する考え方の整理(工程表やチェックリスト等)
2. 空港工事に関する施工業者の意見等を踏まえたガイドライン案への記載方針の整理
3. ガイドライン案に対する各地方整備局等からの意見整理

### (R3.6.11)第4回 港湾・空港工事のあり方検討会ワーキンググループ

1. 第2回検討会での議論を踏まえた工期設定の前提となる施工条件等に関する情報共有の方法の精査
2. 休日確保の目指すべき方向性を踏まえたガイドライン案の記載方針の整理

### (R3.6.18)第5回 港湾・空港工事のあり方検討会ワーキンググループ

1. 工期設定の前提となる施工条件等に関する情報共有方法の方針整理
2. これまでの検討会及びワーキンググループでの議論や各地整等の意見を踏まえたガイドライン案の検討

### (R3.6.28) 第3回 港湾・空港工事のあり方検討会

1. 発注者が想定する施工条件等の明示方法について
2. 休日確保の考え方について
3. ガイドライン案の取りまとめ

### (R3.7.9)第6回 港湾・空港工事のあり方検討会ワーキンググループ

1. 第3回検討会での意見を踏まえたガイドライン案の最終調整

本ガイドラインは、「工期に関する基準」(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)に加え、気象・海象等の自然の影響を大きく受けるなど特殊な条件下での工事となることや漁業関係者をはじめ多様な関係者との調整が必要となることなど、港湾・空港工事の特徴を踏まえた適正な工期の設定に際して考慮すべき事項の集合体である。

## 本編

### 第1 総論

- 1 本ガイドラインの背景
- 2 本ガイドラインの趣旨
- 3 適用範囲
- 4 工期の基本構成
- 5 用語の定義
- 6 ガイドラインの見直し

### 第2 港湾・空港工事にかかる工期の設定における受発注者の留意事項

- 1 発注者が留意すべき事項
- 2 受注者が留意すべき事項

### 第3 港湾・空港工事の特徴

- 1 港湾工事
- 2 空港工事

### 第4 工期全般にわたって考慮すべき事項

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 自然要因      | 6 工期変更      |
| 2 休日・法定労働時間 | 7 工期とコストの関係 |
| 3 イベント      | 8 その他       |
| 4 制約条件      |             |
| 5 関係者との調整   |             |

## 資料編

### 第1 建設業法等の規定における工期に関する考え方

- 1 建設業法における建設工事の考え方
- 2 品確法、入契法における公共工事の考え方

### 第2 国が発注する港湾・空港工事における適正な工期設定に向けた取組

- 1 特記仕様書において明示すべき施工条件の項目等
- 2 受発注者(下請負人を含む)間における協議の枠組み
- 3 港湾工事における試行工事の積極的な活用
- 4 休日確保に係る意識改革
- 5 契約変更事務ガイドラインの活用
- 6 新型コロナウイルス感染症対策

## 工程・工種別編

### 第1 工程別に考慮すべき事項

- 1 準備
- 2 外的要因に係る不稼働日等
- 3 供用開始にかかる要請等の状況
- 4 現場不一致等による工法等変更
- 5 後片付け

### 第2 工種別に考慮すべき事項(港湾工事)

- |          |             |
|----------|-------------|
| 1 浚渫・土捨工 | 6 付属工       |
| 2 地盤改良工  | 7 埋立工       |
| 3 基礎工    | 8 コンクリート舗装工 |
| 4 本体工    | 9 維持補修工     |
| 5 上部工    | 10 構造物撤去工   |
|          | 11 仮設工      |

### 第3 工種別に考慮すべき事項(空港工事)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1 共通事項        | 6 コンクリート舗装工 |
| 2 用地造成工       | 7 飛行場標識工    |
| 3 滑走路等の地盤改良工  | 8 作業終了時     |
| 4 滑走路等の切削・舗装工 |             |
| 5 アスファルト舗装工   |             |

# 発注者が想定する施工条件等の明示方法について

